

企画競争説明書

業務名称：ウガンダ国西ナイル難民受入地域国道改修計画準備調査

案件番号：180575

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウガンダ国西ナイル難民受入地域国道改修計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2020年4月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月２６日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法： ２０１９年１月７日（月） までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年１月１１日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

・以下の業務に係る再委託費用

(1) 地形測量 (2) 地質調査 (3) 河川調査（衛星画像、衛星地形データ入手を含む）
(4) 材料調査 (5) 環境社会配慮関連調査 (6) 交通量調査

・以下の業務に係る調査補助員費用

(1) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等
(2) ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- | | | | |
|-----------|---|------------|---|
| a) UGX 1 | = | 0.030640 | 円 |
| b) US\$ 1 | = | 113.385000 | 円 |
| c) EUR 1 | = | 129.024000 | 円 |

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／道路計画
- b) 道路・舗装設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.66 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月31日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路計画に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：道路計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路・舗装設計】

- a) 類似業務の経験：道路・舗装設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
ウガンダ国西ナイル難民受入地域国道改修計画準備調査

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／道路計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路・舗装設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ウガンダの北部地域は、1980年代から20年以上続いた内戦の影響及び民族、政治、歴史的背景により、他地域（東部、中央、西部）との著しい格差が課題となっている。中でも、西ナイル地域は複数の武装組織による紛争の影響を受けていたことに加え、2008年の内戦終結に至るまで、首都から同地域を結ぶ幹線道路上の物資運行が遮断されていたため、開発が停滞した。

ウガンダ政府は現時点で南スーダン、コンゴ民主共和国、ブルンジ、ソマリア等から140万人を超える難民を受け入れている（UNHCR、2018）。2016年7月の武力衝突後に南スーダン難民が80万人急増、南スーダン難民は現在100万人を超過し、西ナイル地域に集中している。特に西ナイル地域のユンベ県は、国内最多の約28万人の難民が居住しており（県人口の33%）、世界最大規模の難民セトルメント（ビデビディ居住区）を有し、同県及び受入コミュニティの負担が大きい。これら難民セトルメントは同県の国道沿線に多く位置し、国道は物資運搬の主要物流幹線であるが、未舗装道路で路面状態が劣悪なため物流道路としての機能を十分に発揮できていない。

このような状況下、ウガンダ政府は「第二次国家開発計画」（NDP 2: Second National Development Plan、2015/16～2019/20）にて、戦略的な社会基盤の質と量の強化を目標の一つに掲げており、舗装道路の整備を開発指標に据えている。また、NDPを補完する北部地域の開発計画である「第三次平和復興開発計画」（PRDP3: Peace, Recovery and Development Plan 3、2015～2020）に基づき、北部における持続可能な社会経済発展の強化を目指しており、平和の定着やインフラ改善等を通じた経済発展を戦略として位置付けている。さらに、国際社会の動きとしては、2017年6月に「ウガンダ難民連帯サミット」がカンパラで開催され、日本を含む多くのドナーがウガンダに対する包括的支援を表明した。しかし依然として南スーダンからの難民流入は続いており、西ナイル地域の開発の加速化が必要とされている。

JICAでは、2017年7月から2018年3月にかけて「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」を実施し、周辺国からの難民受入が集中している同地域の社会インフラ状況について調査を行った。その結果、同地域に所在する国道を中心とする道路インフラについて、改修のニーズが多数認められた。とりわけ、アルア県マニベとユンベ県ユンベ間（約77km）の国道は、多くの難民セトルメントに近接し、難民やホストコミュニティへ与える影響が大きい。交通量調査の結果、他の国道に比べ将来的な交通需要が多く認められたことから、舗装等の改修を行うことで、難民・ホストコミュニティへの裨益や、地域の物流網の改善（主に農作物の物流円滑化）による地域経済の発展が見込まれている。同区間の中でも、特にユンベ県内の国道は路面状況が劣悪であること、西ナイル地域では各県向け（県道・コミュニティ道路）にドナーによる支援も行われているが、ユンベ県についてはこれまで支援がなされてきていないことから、ユンベ県内の国道の優先度が高いことが確認されている。

「西ナイル難民受入地域国道改修計画」（以下、「本事業」という。）は、前述の計画が掲げる目標を具現化するものとして位置付けられている。ユンベ県内の道路を改善することで、同地区の物流ルートを確保、移動や輸送の時間を短縮し、域内の人の移動と物流を促進する。また、将来的にはマニベ-ユンベ間道路が改修されることにより、西ナイル地域全体の物流網構築にも貢献すると考えられる。

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

ウガンダ北部（西ナイル地域）のアルア県マニベとユンベ県ユンベ間をつなぐ老朽化の進む国道（約 77km）のうち、ユンベ県内の道路（約 23.6km）を改善し、社会経済基盤の整備並びに物流の円滑化を図り、もって北部地域における社会的安定、復興支援及び経済成長促進に寄与するもの。

(2) 事業概要

ユンベ県内国道（約 23.6km）の舗装、嵩上げ、及び渡河構造物、道路排水施設等の設置、フィーダー道路の整備。

※調査結果によって変更の可能性あり。

(3) 対象地域（サイト）

ユンベ県

(4) 実施機関：

公共事業省（Ministry of Works and Transport）

(5) ウガンダ北部（西ナイル）地域への我が国の主な援助活動

- ▶ 開発調査「アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト」（2009～2012）
- ▶ 無償資金協力「北部地域国内避難民帰還促進のための生活基盤整備計画」（2010～2013）
- ▶ 開発調査「アチヨリ地域地方道路網開発計画プロジェクト」（2011～2012）
- ▶ 有償資金協力「アティアク - ニムレ間道路改修事業」（2010 年 L/A 調印、世銀との協調融資）
- ▶ 無償資金協力「ウガンダ北部グル市内道路改修計画」（2016 年 G/A 締結）
- ▶ 技術協力「アチヨリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力強化プロジェクト」（2016～2020）

3. 業務の目的

施設機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ウガンダ政府から要望のあった「西ナイル難民受入地域国道改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がウガンダ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 対象スコープ

本事業では、ユンベ県内の国道（約 23.6km）の改修を基本とするが、国道及びフィーダー道路の内、特に優先して対策が必要な箇所については優先的に対象スコープに加える方針とする。

(3) 現地調査の実施方法

本業務では、計 3 回の現地調査実施を想定している。内容については下記の案を基本とするが、この限りではない。なお、現地調査に際しては、JICA から調査団員を各 1 週間程度参加させることとする。

➤ 第 1 回現地調査

- ① 自然条件調査（地形・地質・気象データの収集、河川調査等。特に河川横断箇所について、衛星画像等も活用し流量や規模を確認し渡河構造物の検討・設計に必要な情報を取得する）。
- ② 国道（約 23.6 km）内における優先対策箇所の特定
- ③ フィーダー道路の内、本事業内における整備の必要性が強く見込まれる箇所（ある場合）の特定及びその情報収集（総延長や道路状況等）
※①～③により、本事業のスコープ（案）を策定する。
- ④ 最適な事業内容を検討するために必要な、事業背景・経緯・内容の確認
- ⑤ 実施体制、法令等の確認
- ⑥ 現況調査（ホストコミュニティ・難民支援含む：人口や分布状況、支援物資の運搬状況等）、環境社会配慮調査

➤ 第 2 回現地調査

- ① 再委託の締結（地形測量、地質調査、河川調査（衛星画像、衛星地形データ入手を含む）、材料調査、環境社会配慮関連調査、交通量調査）、調達事情調査、免税情報調査
- ② 第 1 回現地調査結果を踏まえた、案件化に向けた協議及び先方の基本合意取り付け（特に本事業のスコープ（案）について）
- ③ 上記基本合意に基づく概略設計の実施
- ④ 報告書案の作成等に必要な調査・協議・情報収集

➤ 第 3 回現地調査（DOD: Draft Outline Design、概略設計説明調査）

- ① 先方政府に対する最終報告書案の説明・協議及び基本合意取り付け

(4) 道路状況の確認

路面（表層）から路盤までの損傷状況、勾配、道路支持地盤・路床強度といった道路自体の基礎情報を始め、交通量・重車両等の運行状況についても調査を行うこと。現時点で、対象区間は幅員約 7.0m（先行情報収集調査より）の未舗装の

砂利道路であることが分かっており、道路排水施設の不備も指摘されていることから、道路のアスファルト舗装、路面の嵩上げ、排水施設等の設置を視野に入れ、調査を行うこと。

(5) 自然条件調査

地形、地質、気温、降雨量、水文、路床強度等の自然条件調査を行う。当国北部地域の標高は約 1,078m であり、気温がわだち掘れ等のボトルネックとなる可能性は低い、西ナイル地域においては 8~10 月に雨期があること等に留意しつつ、調査を行うこと。なお、ウガンダ全体の平均降雨量は年間約 1,000mm-1,200mm である（出典：世界銀行）

(http://sdwebx.worldbank.org/climateportal/index.cfm?page=country_historical_climate&ThisCCCode=UGA)。事業サイトのユンベ県内の道路には、河川横断箇所には橋梁が無く、雨期の増水時に渡河が困難な箇所があるため、渡河構造物建設も視野に入れ、調査を実施すること。その際、衛星画像等も活用の上、乾期と雨期における河川状況等の違いを調査し、渡河構造物の設計に反映しうる情報を収集すること。

(6) 基本計画（対策工法・手法含む）の選定

(4)、(5) の結果を踏まえ、ホストコミュニティだけでなく、難民や難民向け支援母体を含む将来的な交通量や気象条件等も考慮に入れた上で、必要な耐久性が確保される様、舗装や排水、架橋等工事の基本計画（工法・手法含む）を選定すること。なお、2017 年度に実施した先行情報収集調査によれば、架橋の必要がある河川横断箇所は同国道のユンベ県内部分に 4 箇所存在する。工法選定の際には、想定される難民の滞在期間等、複合的な要素を勘案した当該道路の需要予測を踏まえ、適切な設計となる様留意すること。

(7) 維持管理

事業サイトである当該国道のウガンダ側の維持管理体制について、確認を行う。(4) の結果も踏まえ、点検・評価・補修・記録といった維持管理サイクルや、現場における手法やフローの確認を行い、本事業で実施可能な対策を検討すること。また、現時点で分かっている情報によれば、同道路における物流は難民支援物資や綿花・たばこの輸送が主であり、過積載車両通行の蓋然性は低い、過積載車両対策の要否についても併せて確認を行うこと。

(8) 施工計画

改修対象区間（ユンベ県）は、同県に所在の難民セトルメントに支援物資を運搬する主要物流幹線であり、改修工事期間においても一定の交通量が発生する事が見込まれるため、施工計画の策定に際しては、車両の通行を確保した状態で工事を実施できる様、十分留意すること。

(9) フィーダー道路

本事業の目的は、対象区間であるユンベ県内の国道の改修により、同地域における円滑な交通を実現することであるが、幹線道路である国道とホストコミュニティ・難民セトルメント等を繋ぎアクセスを改善するためのフィーダー道路の整

備・改修についても、現状における難民とホストコミュニティの融和促進や、難民帰還後の利活用も考慮に入れ、本事業内における実施の妥当性・必要性、優先順位等を含め調査にて検討を行うこと。調査の際には、ホストコミュニティと難民との関係に十分に配慮し、本事業による裨益がどちらかに偏ることが無い様、十分留意すること。

(10) ホストコミュニティ・難民支援

本事業では、受益者として特にホストコミュニティ、難民、及び難民支援母体（UNHCR、NGO 等）を想定している。そのため、(9)とも関連して、ホストコミュニティ・難民の現況調査を行い、難民セトルメントの分布や属性、ホストコミュニティ・難民による道路の使用状況、難民支援母体による支援物資運搬に係る情報（所要時間、物資の内容・量、頻度含む）等について情報収集を行う。この点については、「6. 業務の内容」(7)の交通量調査とも関連するため、団員間で必要な連携をとること。収集した情報については、事業の計画段階（概略設計）において活用・考慮するだけでなく、事業実施前のベースラインと実施後の状況を比較し、ホストコミュニティ・難民への裨益を定量的に示すために活用することとする。

(11) 類似案件の情報収集

当国内の案件を中心に、交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する工法・設計等に係る資料を収集すると共に、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、計画に反映させる。本調査で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と比較を行い、本事業との共通項、及び対となる本事業に特有の点を整理し報告書に記載すること。なお、比較対象については、JICA 事業のみならず、EU が支援中のラロピ-アティアク間道路（Atiak-Laropi road（約66 km））等も参考にす。なお、本事業の対象区間（ウンベ県）から離れた他の地域にも難民セトルメントが点在しているため、それらの地域の幹線道路やフィーダー道路についても可能な限り情報収集を行い、好事例がある場合には本事業への適用を検討すること。

(12) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリーBに分類されているが、環境への影響が考えられる項目についてEIA(Environmental Impact Assessment)レベル、もしくはIEE(Initial Environmental Examination)レベル（用地取得・住民移転が全く発生せず、EIAレベルの調査が不要である場合）の調査を行う。なお、調査にあたっては、環境社会配慮カテゴリーB案件報告書執筆要領（2017年4月）を参照する。

(13) 施工時の安全対策に関する検討

「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下「安全管理ガイド

ンス」という。)に沿って業務を行う。具体的には、別案件の調査報告書や JICA ウガンダ事務所、相手国側実施機関、過去の当国における JICA 事業の受注・施工者等からの情報をもとに、当国における安全対策について確認を行う。その際、工事安全及び労働安全衛生に関する当国の法律・基準（但し、上記「安全管理ガイドランス」が優先）についても特定する。現地調査ではこれらを確認する形で本事業における工事安全管理方針を纏め、調査で入手・確認した内容について報告書に反映する。

(14) 内部照査

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、調査結果について内部照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方及び照査項目（項目のみでよいが道路安全監査（診断）からの視点に基づく照査項目を含むこと）を提案する。照査計画及び照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICA に提示することを求める。なお、プロポーザルでは、調査結果と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案することを求める。

上記に加え、供用開始後の道路交通の安全性を考慮した概略設計を実施する。近年、諸外国では道路安全監査（診断）制度が用いられている。本調査においても道路安全監査（診断）からの視点に基づいた内部照査を実施する。

(15) JICA ウガンダ事務所への報告について

各現地調査時には帰国前に JICA ウガンダ事務所に立ち寄り、調査結果の報告を実施する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。左記作業を踏まえて、インセプション・レポート、ウガンダ側実施機関への質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) ウガンダにおける道路整備事業に係る上位計画を確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及びそれらの保有する道路建設事業の教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である公共事業省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、同様に維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を備えているか確認する。

(5) サイト状況調査

1) 道路現況調査

ウガンダ北部（西ナイル地域）のアルア県マニベとユンベ県ユンベ間をつなぐ老朽化の進む国道（約77km）のうち、本事業の対象区間であるユンベ県内の道路（約23.6km）の交通状況及び周辺道路の整備状況、周辺地域の経済状況（裨益人口、主な産業、物流状況等）及び調査対象区間の交差点、フィーダー道路の現況等につき確認する。なお、単に道路を中心とした狭い範囲の施設状況や土地利用の調査だけでなく、広い範囲での沿道の自然状況調査の情報も加え、測量で得られる地形図にとりまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。

2) 舗装状況調査

調査対象区間において、既存舗装の損傷状況、強度及び構造、道路支持地盤の支持力等を確認する。支持力等の測定においては、簡易支持力測定器を用いた道路支持地盤の試験方法を検討・提案すると共に、CBR試験とのキャリブレーションを実施し、今回の調査結果と従来の設計手法・現場管理手法との整合性を確保できるようにする。

また、必要に応じて試掘調査等を実施し、地質の確認を行う。

3) 自然条件調査

本調査にて行う設計、調達計画、積算について必要な精度を確保するため、もしくは施工中の環境モニタリングのベースラインデータとするため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、地形、地質、気温、降雨量、路床強度、河川等の自然条件調査を行う。

なお、以下に示す調査については、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料（特に、参考資料として配布する「ウガンダ国 西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」）から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

1) 地形測量

2) 地質調査

3) 河川調査

4) 材料調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙1を参照しながら、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に調査が必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 環境社会配慮

環境影響について以下1)～4)に記載する調査を実施する(現地再委託可)。

- 1) JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案、簡易住民移転計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2011年6月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、上述 JICA 環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮調査の主な項目は、以下の通り。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、周辺住民の生活区域及び経済社会状況等)の確認
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮(環境影響評価(EIA)、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
 - ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - エ) 影響の予測
 - オ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
 - カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
 - ク) 予算、財源、実施体制の明確化
 - ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- 3) JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア)～シ)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2011年6月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。
 - ア) 用地取得・住民移転の必要性
 - イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

- ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ) 費用と財源
- サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

- 4) 本調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・習慣、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- ・事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ・ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ・ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

本案件では、利用者の立場からの配慮に加えて、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

(7) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況については、舗装の構造設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、現在の交通情報（過積載含む）・データを調査・入手することとする。「5. 実施方針及び留意事項」（6）及び（10）で既述の通り、難民やホストコミュニティを包摂した交通量調査となる様、十分留意すること。

(8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、ウガンダ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(9) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

道路の舗装構成等を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。特に近隣のラロピ-アティアク間の道路（Atiak-Laropi road（約 66 km））について、EU が支援中であるため、舗装設計法や配合設計・舗装構造の情報を収集すること。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、入札時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を

計画に反映させる。

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、本指示書参考資料に挙げた「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年）及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016年）を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- ・相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- ・隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- ・大型車交通量と軸重分布
- ・過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- ・路床支持力と地下水の影響
- ・我が国のTA法及びAASHTO等の舗装設計法による確認
- ・既存舗装の損傷状況、支持力
- ・問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- ・路面温度と低速重車両、重交通※の影響
- ・耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- ・路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- ・材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）

※重交通：都市内の交差点の近傍の様に大型車が連なって走行している交通状態。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

また、JICAの既往案件や、AfDBやWBをはじめとした他ドナーによる周辺地域の事例について、調達事情、単価情報等を調査し、本事業との比較を十分に行うこととする。

サブコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコントラクターが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコントラクターの技術レベルを慎重に判断する。

(11) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（計画道路の基本的仕様、渡河構造物設計、舗装設計）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、道路線形、仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を提示する。その際、予算制約を踏まえて、調整オプション（数量調整の余地）を残しておくこと。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討し、想定される仮設構造物についても記載する。施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

(1 2) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新されていくものである。

(1 3) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI 等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無

償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新されていくものである。

なお、ウガンダについては過去に実施した別案件において情報収集し作成した免税情報シートが存在するため（参考資料として配布予定）、本調査では同シートを更新する形で作業を行うこととする。なお、直近の無償資金協力事業では、施工業者が事業実施のために同国で企業登録を行ったため、後日社会保険料徴収の対象となる事例が発生しているため、対応状況について最新状況をヒアリングすること。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、現行の免税情報シートについて内容の確認を行った上で、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出することとする。

(14) 事業の維持管理計画策定

- 1) 先方実施機関の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 2) 想定される運営・維持管理費を算出する。
- 3) 先方政府の道路維持管理は直営が想定されるが、現地民間企業の維持管理の技術レベルについても調査する。

(15) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編（2017年7月）を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

(16) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。

(17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的

には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。加えて、詳細設計での配合設計等の実施も検討する。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

なお、特に用地取得やユーティリティ移設は入札実施の前提条件となることを予め先方に説明し、スムーズな実施を促すこと。

(19) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年～5年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①国道一号線の道路状況（良好状態/道路延長（%））、②平均通過時間（時間）、対象区間での③交通事故件数（件）、④旅客数（人）、⑤貨物量（トン）等を想定している。これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書に記載すること。

また、本事業においては、難民・ホストコミュニティ支援の文脈が重要であるため、「5. 実施方針及び留意事項」（10）に記載の通り、難民支援母体による支援物資運搬に係る情報（所要時間、物資の内容・量、頻度含む）等について、ホストコミュニティ・難民への裨益を定量的に示す指標を検討すること。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(21) 企業説明会の実施

JICAは、第3回現地調査（DOD）調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事項といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む準備調査報告書（案）をウガンダ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

ウガンダ国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集
- 4) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 5) 照査チェックリスト
- 6) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(9)から(13)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 3 部
: 英文 15 部 |
| (3) 第 1 回現地調査結果概要 | : 和文 5 部 |
| (4) インテリム・レポート (1) | : 和文 3 部
: 英文 15 部 |
| (5) 第 2 回現地調査結果概要 | : 和文 5 部 |
| (6) インテリム・レポート (2) | : 和文 3 部
: 英文 15 部 |
| (7) 第 3 回現地調査 (DOD) 結果概要 | : 和文 5 部 |
| (8) 準備調査報告書 (案) | : 和文 8 部
: 英文 15 部 |
| (9) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (10) 準備調査報告書 | : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図、進捗報告書初版及び免税情報シート及び照査チェックリストを含む。) |
| | : 英文 (製本版) 15 部及び CD-R 6 枚
: 和文 (先行公開版) 3 部及び CD-R 1 枚 |
| (11) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度) |
| (12) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 | |
| (13) 照査チェックリスト | |
| (14) 免税情報シート | |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (9) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。それ故、調査完了後直ちに調査内容を公開する目的で、概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公開版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告

書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
注5）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年3月下旬より第1回現地調査を行い、2019年4月下旬に現地調査結果概要を提出する。その後国内解析を実施し、2019年6月に第2回現地調査を実施し、第1回と同様、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施する。2019年12月上旬に第3回現地調査（DOD：概略設計説明調査）にて準備調査報告書（案）を先方政府へ説明し、2020年2月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	2018年度		2019年度														
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
事前準備		■															
現地調査①		■	■														
国内解析			■	■													
現地調査②					■	■											
国内解析						■	■	■	■	■	■						
概略設計ドラフト 説明(DOD)											■						
国内作業											■	■	■	■			
最終報告書提出																▲	
契約履行期限																	▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 25.92M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者/道路計画（2号）
- 2) 道路・舗装設計（3号）
- 3) 渡河構造物・排水施設設計
- 4) 施工計画/調達計画/積算
- 5) 環境社会配慮/ホストコミュニティ・難民支援
- 6) 自然条件調査
- 7) 照査

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料

関連資料として過去の調査報告書、関連情報が JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/index.html>) 及び JICA ナレッジサイト (http://gwwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf) にて閲覧可能。

・「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）」（2013 年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013606.html>

・「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015 年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>

・「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016 年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>

・「ウガンダ国 西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2018 年）

http://open_jicareport.jica.go.jp/423/423/423_418_12318473.html

以下は業務指示書配布時に併せて配布する。

- ・カテゴリ B 案件報告書執筆要領
- ・内部照査について
- ・照査チェックリスト（サンプル）

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第 1 回・第 2 回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 1 週間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第 3 回現地調査（DOD）（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 1 週間
- 3) 目的：調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置をプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積りとする。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 河川調査（衛星画像、衛星地形データ入手を含む）
- (4) 材料調査
- (5) 環境社会配慮関連調査
- (6) 交通量調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ウガンダ国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。なお、これらの費用については別見積もりとする。

- (1) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等
- (2) ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地作業

期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所、在ウガンダ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(6) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以 上

(別紙1)

西ナイル難民受入地域国道改修計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すため、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生すると見込まれる場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的 : 道路設計、既設道路の拡幅設計及び施工に必要な地形や河川の情報を把握する
調査内容 : 平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

(2) 地質調査

調査目的 : 道路設計及び施工に必要な地質の状況を把握する
調査内容 : ポーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験等
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 地質調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

(3) 河川調査

調査目的 : 道路設計及び施工に必要な河川状況を把握する。
調査内容 : 河川線形、流速、水位等の調査及び衛星写真・衛星地形データに基づく河川調査
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 河川調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

(4) 材料調査

調査目的 : 道路設計に必要な土砂等採取場の材料の基礎資料を得る
調査内容 : 盛土材・路盤材・骨材に対する供給元の材料の品質検査結果（室内土質試験：物理試験、締固め、CBR、すりへり、有機分含有量）を収集するとともに、供給能力、価格、材料供給時点から現場への運搬経路、運搬方法、運搬能力について情報収集し、その結果をまとめる。
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 試験結果、調査・分析結果